

議第255号

訴訟上の和解について

次のように和解する。

平成22年2月17日提出

京都市長 門川大作

事 件 名	京都地方裁判所平成21年（行ウ）第10号障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件
相 手 方	
事 件 の 内 容	<p>相手方は、障害者自立支援法による障害福祉サービス及び同法に基づき本市が実施している地域生活支援事業による移動支援サービスを利用している者であるところ、京都市長が、同法等に基づき、これらのサービスに要した費用について、その一部につき介護給付費、移動支援サービス費等を支給する旨の決定（以下「本件各決定」という。）をしたため、その費用の全部に相当する金額の支給を受けることができなかった。</p> <p>そこで、相手方が、本市に対し、障害者が給付を受けたサービスにつき、その給付の程度に応じて障害者に負担を求める障害者自立支援法は違憲であるなどとして、本件各決定の取消し、サービスに要した費用の全部に相当する金額の支給を受けることがで</p>

	<p>きる地位にあることの確認等を求めるとともに、本市及び国に対し、相手方が負担した金額及び慰謝料に相当する金額（相手方 にとっては116,660円、相手方 にとっては148,575円）並びにこれらに対する遅延損害金の支払を求める訴えを提起したものである。</p>
<p>和解の内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 相手方並びに国及び本市は、障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士と国（厚生労働省）が、本訴訟を提起した目的・意義に照らし、国（厚生労働省）がその趣旨を理解し、今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束したため、別紙平成22年1月7日付け基本合意文書のとおり合意をしたことを確認する。 2 相手方は、それぞれ本件訴訟のうち行政訴訟の部分の訴えの取下げをする。 3 本市は、前項の相手方の訴えの取下げに同意する。 4 相手方は、本件訴訟の金銭請求（国家賠償請求又は不当利得返還請求）部分の請求を放棄する。 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

提案理由

訴訟上の和解をする必要があるので提案する。